

細 則

締結した認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスの質の評価に関する業務委託について細則を定める。

第1条 原契約第5条（評価手数料）に定める費用については、評価手数料54,546円および消費税5,454円を含めた合計額とする。

（反社会的勢力の排除）

第2条 甲および乙は、原契約締結時において、自己が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明・保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲および乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、別段の催告を要せず即時に原契約を解除することができる。

3 甲および乙は、前項により原契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。

4 第2項により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償義務）

第3条 甲および乙は、原契約および本覚書を履行するにあたり、その責めに帰すべき事由により相手方または第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負う。ただし、天災等の不可抗力による損害は、甲乙ともに責めを負わないものとする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は本件業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。

（契約期間）

第6条 原契約の期間は、契約締結の日からその年度終期の3月31日とする。

（存続条項）

第7条 原契約が終了した後も、原契約第9条（秘密の保持）はなお有効に存続するものとする。